

8 家畜衛生を取りまく情勢の変化と家畜保健衛生所の役割

県央家畜保健衛生所

久末 修司	牧野 敬
田村 みず穂	和泉屋 公一
原田 俊彦	前田 卓也

はじめに

本県の家畜保健衛生所（以下家保）は、昭和25年 2月に家畜衛生指導所を 2カ所設置し、同年家畜保健衛生所法、県条例の施行に伴い、7月に改称、また、種畜分場 2カ所に併設し、県下で合計 4カ所設置された。家保の役割は、設置当初から家畜衛生を取りまく情勢の変化に伴い、それに対応してきた。

そこで、今回、情勢の変化に対応した家保の役割とこれからの家保の担って行く役割として、消費者に目を向けた取り組みを実施したので紹介する。

家保の設置目的

家保の設置目的は、家畜保健衛生所法では、「家畜保健衛生所は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、都道府県が設置する。」と、また、家畜伝染病予防法では、「家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。」とされており、共に「畜産の振興」となっている。

家保の役割

1 県内の家畜飼養状況の推移

本県における家畜飼養農家戸数は、乳用牛が昭和34年（11,430戸）、役肉用牛が昭和27年（25,940戸）、豚が昭和34年（31,700戸）及び鶏が昭和30年（58,400戸）にピークとなり、その後減少した。

また、一戸当りの平均飼養頭羽数は、昭和40年代より増加傾向が強くなり多頭羽飼育化した（図1）。

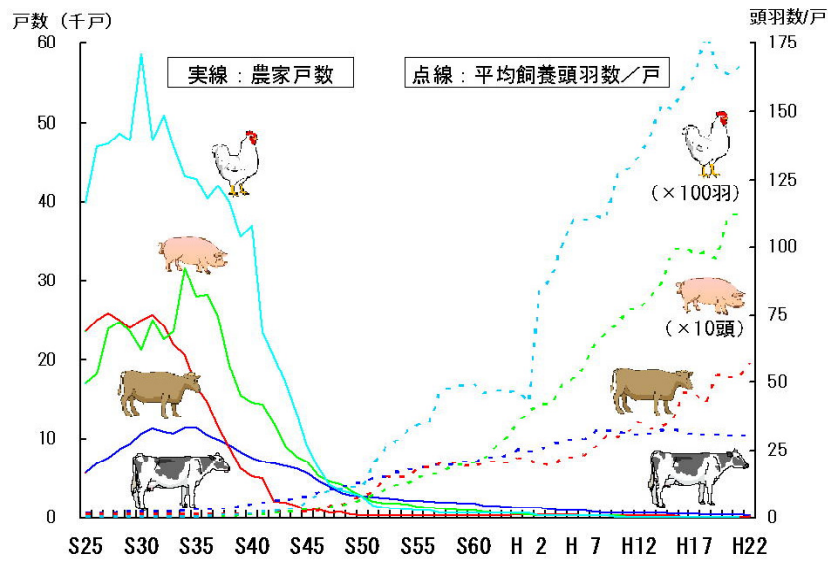


図1 県内の家畜飼養状況の推移

2 県内の家畜伝染病発生頭羽数

県内の家畜伝染病の発生頭羽数を5年毎に累計し、図2に示した。5年毎の累計頭羽数で家保設置当初は5年間で2万を超える発生があった。その後、昭和31から35年にかけて一時減少したが、再び増加し、昭和41から45年では399,541の発生が認められた。以降、激減し近年では数十程度の発生頭羽数となった(図2)。

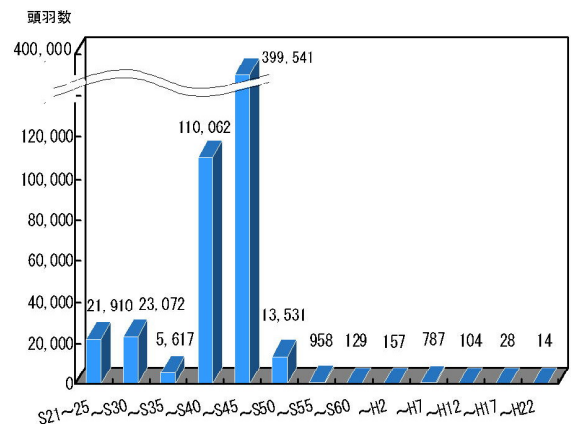


図2 県内の家畜伝染病発生頭羽数

3 情勢の変化と家保の役割

(1) 家畜伝染病大発生期

家保設置当初から昭和46年頃までは、家畜伝染病の大発生期であった。昭和25年から26年に家畜伝染病の牛流行性感冒が発生し、引き続き、昭和26年にニューカッスル病(以下ND)の発生が認められた。NDの発生を受けて家保は、昭和27年に県単事業としてNDの不活化ワクチン接種を開始した。ワクチン接種の効果により、しばらくの間NDの発生は認められなくなった。しかし、昭和37年に豚コレラが大発生し、昭和40年にはNDが再び大発生した。豚コレラは、昭和37から44年までに6,282頭の発生が認められた。また、NDは昭和40から46年までに494,270羽の

発生が認められ、家保はその防疫対応に昼夜、休日を問わず奔走した。猛威を振るった豚コレラとNDは、不活化ワクチンから生ワクチンに変更となり、生ワクチンが定着したことにより終息した。また、家保は、その間もブルセラ病検査等による摘発とう汰の防疫業務や生産性向上を目的とした家畜の栄養障害の改善指導を実施し畜産の振興を図った。この時期の家保の役割は、急性伝染病に対する応急的対応や生産性向上による家畜資源の増殖が主な業務であった（図3）。

- ・牛流行性感冒の大発生 (S25~26)
- ・ニューカッスル病の大発生 (S26~28)
- ・家畜栄養障害の改善指導 (S29~)
- ・豚コレラの大発生 (S37~44)
- ・ニューカッスル病の大発生 (S40~46)

役割

応急的対応や生産性向上

図3 情勢の変化と家保の役割
(家畜伝染病大発生期)

(2) 慢性疾病顕在期

慢性疾病顕在期では、急性伝染病が発生する一方で、昭和40年頃より多頭羽飼育化にともない慢性疾病が顕在化した。そこで、これに対するより高度な診断技術と、よりの確な指導体制が求められ、再編により昭和40年度から家保の充実強化が図られ、昭和45年に独立機関として家畜病性鑑定所を設置した。また、家保は、昭和57年度から「家畜衛生技術指導事業」で慢性疾病対策による損耗防止に力を注いだ（図4）。

- ・多頭羽飼育化に伴う慢性疾病の顕在化
- ・家保の再編による充実強化 (S40~)
- ・家畜病性鑑定所の新設 (S45)
- ・慢性疾病対策による損耗防止 (S57~)

役割

慢性疾病対策による損耗防止

図4 情勢の変化と家保の役割
(慢性疾病顕在期)

(3) 食の安全・安心期

食の安全・安心期では、家畜衛生を取りまく情勢を背景に、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まった。平成8年度から病原性大腸菌0157による集団食中毒が全国的に発生した。病原性大腸菌0157は、家畜に対して病原性を示さないことから、「家畜伝染病予防法」の対象とならないが、安全な畜産物を提供する立場から家保は、家畜の飼養管理や出荷時の衛生管理を指導した。平成13年9月に牛海綿状脳症（以下BSE）が、我が国で初めて発生し、消費者の食の安全・安心への関心が一層高まり、家保は、24ヶ月齢以上の死亡牛の検査を開始した。平成14年6月に安全な牛肉を安定的に供給する体制を確立する目的で、BSE対策特別措置法が施行された。

平成15年 7月、農林水産省は消費者を重視した食品安全行政を進めるため消費・安全局を発足した。これに伴い家保も、消費者に目を向けた、飼料安全確保対策を実施するなど、生産現場における食の安全・安心の取り組みが始まった。また、平成15年5月の「食品安全基本法」の制定に伴い県は、「神奈川県食の安全・安心推進会議」を設置した。その後、平成21年度に「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」の制定や国の農場HACCP認証基準の公表など、家保の役割も消費者に目を向けた取り組みが重要となった（表1）。

表1 情勢の変化と家保の役割（食の安全・安心期）

年度	情 勢
H8	・病原性大腸菌O157による集団食中毒の発生*
H9	・家畜伝染病予防法の一部改正 家畜伝染病と届出伝染病の見直し
H13	・BSEが国内で初発生*
H14	・牛海綿状脳症対策特別措置法施行* ・BSEが県内で初発生（H14年8月）*
H15	・農林水産省が消費・安全局を発足* ・本県で飼料安全確保対策事業の開始（飼料の検査）* ・食品安全基本法の制定* ・神奈川県食の安全・安心推進会議を設置* ・BSE及びHPAIが国内で発生* 県内でBSEが発生（H16年2月）
H16	・飼養衛生管理基準の制定 ・BSEが国内で発生*
H17~20	・BSEが国内で発生* ・HPAIが国内で発生（H19を除く）
H21	・神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の制定* ・農場HACCP認証基準の公表*
H22	・HPAIが国内で発生

*印は家畜衛生と食の安全・安心両方に係る情勢

また、平成13年のBSEの発生以降、高病原性鳥インフルエンザ（以下HPAI）や口蹄疫などの特定家畜伝染病が、国内で毎年のように発生しており、危機管理体制の整備も重要となっている。

(4) 家保の役割

家保は、家畜衛生を取りまく情勢の変化を背景に、家畜伝染病の大発生期における応急的対応や慢性疾病顕在期における損耗防止により、畜産資源の増殖による畜産の振興で、食の安定供給を図ってきた。

加えて、BSEの発生により、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まり、生産現場における食の安全・安心の確保を支援すると共に消費者に目を向けた畜産の振興が重要となった。

一方、特定家畜伝染病の発生に対応するため、危機管理体制の整備も家保の役割のなかで重要となっている。

組織再編と家保の取り組み

家畜衛生を取りまく情勢の変化に対応するため、畜産物の安全・安心の確保、防疫体制の強化を目的として、家保体制の再編整備を進め、県央家保（以下当所）は、平成21年度に新築し新たな組織として業務を開始した。当所は、組織再編を契機に畜産物の安全・安心の確保として消費者に対して、家保業務や畜産に対する理解を深めるために「施設公開」や「学生実習及び視察の受入れ」さらに防

疫体制の強化として「特定家畜伝染病の防疫訓練」の取り組みを実施した。

1 施設公開

施設公開は、当所と隣接する畜産技術所で開催された「家畜に親しむつどい」に参画し実施した。平成22年度は、「家保探検クイズ」「知ってみよう～「口蹄疫」～」 「顕微鏡をのぞいてみよう」「ぼくも！わたしも！獣医さん」の4イベントを企画し、家保業務の理解醸成を図った。

表2 施設公開来所者数

	家畜に親しむつどい	
		当所施設公開
H21年度	1,800名	319名
H22年度	2,500名	513名
計	4,300名	832名

平成22年度の来所者は、天候にも恵まれ513名と前年に比べ増加した（表2）。「家保探検クイズ」では、来所者がクイズに答え楽しみながら家保業務について理解を深めた（写真1）。「知ってみよう～「口蹄疫」～」は、平成22年に宮崎県で口蹄疫が発生し社会問題にもなったので、口蹄疫について正しい知識及び情報を知ってもらうための説明と県内での発生を想定した移動制限区域や搬出制限区域を体験してもらった（写真2）。「顕微鏡をのぞいてみよう」は、牛と鶏の血液像を顕

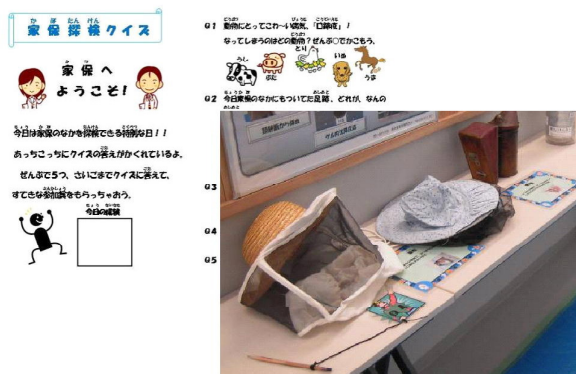


写真1 家保探検クイズ



写真2 知ってみよう～口蹄疫～

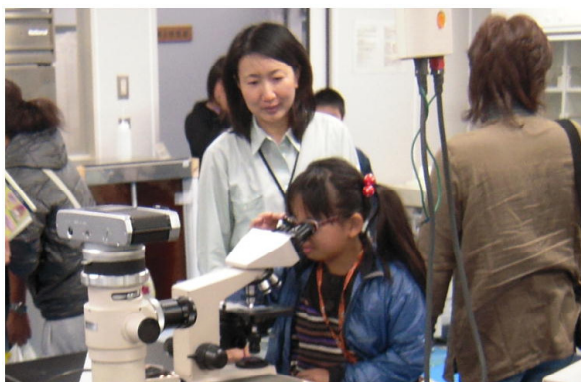


写真3 顕微鏡をのぞいてみよう



写真4 ぼくも！わたしも！獣医さん

顕微鏡で観察し、血液の働きと家畜による形状の違いについて理解を深めた（写真3）。「ぼくも！わたしも！獣医さん」は、白衣や防疫服等を試着体験し、記念撮影をしてもらった（写真4）。当所は、これらの取り組みを企画することにより、消費者へ家保業務や畜産の状況について紹介し理解醸成を図ることができた。

表3 学生実習及び視察の受入れ

		人数	延べ
学生実習	インターンシップ	2名	10日
	獣医系大学	9名	80日
視察		351名	36回
計		362名	126

2 学生実習及び視察の受入れ

組織再編後の学生実習及び視察の受入れは、2年間で362名にも昇った。

なお、インターンシップ制度の受入れは、平成21年度から実施しているが、獣

医系大学生の受入れは以前から長年継続して実施してきた。産業動物獣医師が不足しているなか、当所の取り組みが学生の産業動物獣医師についての理解を深め、その確保につながることを期待して実施している。また、視察は、関係者や地域住民等が351名訪れ、プレゼンテーションや廊下に掲示した説明パネルを活用して家保業務や県内の畜産の状況について説明し理解醸成を図っている（表3）。

(1) 中学校の職業調べの受入れ事例

中学校の職業調べは、地元市内の中学校が生徒の将来について意識を持たせ、また、職業や働くことの意義を考える姿勢を持たせるために、校外学習として企画している。当所は、その企画に協力して視察を受入れた。生徒は、視察終了後、様々な職業について発表し、将来の就きたい仕事について話し合っている。

(2) 独立行政法人国際協力機構の視察の受入れ事例

独立行政法人国際協力機構の視察は、ウガンダ共和国「家畜疾病診断・管理体制強化計画プロジェクト」の一環として、我が国の家畜衛生システムの理解を図るため、当所がウガンダ共和国の獣医師等を受入れた（写真5）。



写真5（独）国際協力機構の視察

3 特定家畜伝染病の防疫訓練

当所は、危機管理体制の整備として特定家畜伝染病の防疫訓練を関係機関と連携し、企画・実

施した。

口蹄疫については、平成22年7月30日に全県を対象とした「神奈川県口蹄疫防疫演習」、また、平成22年12月3日に東京都との都県境家畜防疫推進協議会を実施し、発生を想定した机上演習を実施した。

HPAIについては、平成21年11月4日に県央地域県政総合センター等と連携して「HPAI対策訓練」、平成22年10月28日に家保職員等による机上演習と畜産技術所の廃用鶏を用いた殺処分の訓練を実施した。

また、国が実施した全国統一の机上防疫演習にも参加し、特に、口蹄疫では、国の想定した発生農場が当所管内でなかったため、当所が独自に発生を想定して実施した（表4）。

表4 特定家畜伝染病の防疫訓練

疾病	実施日	防疫訓練	連携機関
口蹄疫	H22年7月30日	神奈川県口蹄疫防疫演習	畜産課、湘南家保等
	H22年12月3日	都県境家畜防疫推進協議会	東京都家保
	H22年9月24日	国の机上防疫演習	—
HPAI	H21年11月4日	HPAI対策訓練	県央地域県政総合センター等
	H22年10月28日	神奈川県HPAI防疫演習	畜産課、湘南家保、畜産技術所
	H22年11月24日	国の机上防疫演習	—

まとめ

1 施設公開

家畜衛生を取りまく情勢の変化に伴い、家保の役割は、生産現場における食の安全・安心の確保を支援すると共に消費者に目を向けた畜産の振興が重要となった。そこで、当所は、食の安全・安心の確保の一環として施設公開を実施し、消費者に楽しみながら家保業務及び畜産に対する理解醸成を図るためのイベントを企画した。来所者は、2年間で832名に昇り、消費者に目を向けた畜産の振興に取り組んだ。

2 学生実習及び視察の受入れ施設公開

学生実習及び視察は、関係者や地域住民等を2年間で362名受入れ、家畜衛生や畜産に対する理解醸成を図ると共に、産業動物獣医師の確保対策や職業教育を通じて、次世代につながる畜産の振興や社会的な貢献に努めた。

3 特定家畜伝染病の防疫訓練

危機管理体制の整備の一環として、関係機関と連携して特定家畜伝染病の防疫訓練を実施し、各機関の役割を再確認するなど、危機管理体制の再確認と再検討をした。

今後の家保の役割として、家畜防疫体制の強化だけでなく、これまで述べてきた消費者に対する畜産の理解醸成活動を継続、発展させることにより、家保の新たな畜産振興の拡大を図って行く。

引用文献

- 1) 家畜保健衛生所40周年記念誌神奈川県の家畜衛生、平成3年3月
- 2) 家畜保健衛生所法施行50周年家畜伝染病予防法施行50周年記念誌神奈川の家畜衛生、平成14年3月